

## 綾瀬市防災会議運営要綱

制 定 昭和39年4月1日

一部改正 昭和56年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市防災会議条例（昭和39年綾瀬町条例第6号）第6条の規定に基づき綾瀬市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

### (代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

### (専決処分)

第4条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、第2条の規定にかかわらず会長は会議において処理すべき事項のうち軽易なものについては処分することができる。

第5条 会議の庶務は、防災担当課が処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議にはかって決定する。

### 附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。